

半田市起業・会社設立支援補助制度のご案内

半田市では、地域経済の活性化と雇用創出を図るために、半田市独自の制度として、会社設立時に必要な費用の一部を補助します。

対象者

半田市内で新たに会社を設立し、登記を完了した方を対象とします。
※詳細は下記参照

内容

会社設立までに要した費用（定款認証、登記申請時にかかる費用）の一部のうち、50%を補助します。ただし、20万円を上限とします。

申し込み

所定の申込書と必要書類をお持ちのうえ、商工企業立地課窓口へお申し込みください。所定の申込書は、半田市HPからダウンロードしていただくか、窓口でお渡ししています。

■補助金の交付対象者（詳細）次の要件をすべて満たす方です。

- 市内に事業所又は店舗を有し、又は有する予定があること。登記の日から2年以上本市において継続すること。
- 非営利団体でないこと。
- 業種が建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業又はサービス業であること。
ただし、金融業、風俗関連営業及び射倖的娯楽業等サービス業の一部は除く。
- 暴力団関係者等の反社会的勢力でないこと。
- 親族（3親等までとする。）以外の従業員を新たに雇用していること。雇用者は2年以上継続して雇用すること。
- 代表者の市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納していないこと。

■申請書・実績報告書の提出期限

- 申請書は、登記が完了してから30日以内に提出してください。
- 実績報告書は、毎年6月30日までに前年度の事業実績を提出してください。（3年間）

■申請時の提出書類

半田市起業・会社設立支援補助金交付申請書（様式第1）
商業登記簿謄本、納税証明書（市外在住の方のみ）、会社設立までに要した費用を証明する書類
新たに雇用した従業員を証明する書類（雇用通知書等の写し等）、誓約書

半田市役所 商工企業立地課 TEL 0569-84-0634
商工担当 FAX 0569-25-3255
Eメール shoko@city.handa.lg.jp